公募型樹木等採取試行 募集要領

～河川法第 25 条の規定に基づく公募型採取の試行～

令和８年 11 月 20 日

新潟県南魚沼地域振興局

河川内には樹木等の繁茂が見られ、これら樹木等を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木等により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の支障となります。

さらに河川内の樹林化により、河川巡視の支障やゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理上の問題となる可能性があります。

このため、新潟県では、これらの対策として計画的に河川内の樹木等の伐採作業を行っています。

しかしながら、樹木等の伐採には多額の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図るため、樹木等の採取を希望する企業・団体・個人を募り、河川法第 25 条の規定に基づく許可により、河川内樹木等を採取していただく取組を試行します。

１　公募への参加資格

応募は、企業、団体、個人の別を問いません。また、営利目的での応募も可能です。

ただし、以下のいずれか一つでも該当する場合は、応募することはできません。

(1) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

(2) 公募期間中において、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者。

(3) 公募期間中において、会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。

(4) 直近１年間の税を滞納している者。

(5) 新潟県暴力団排除条例第２条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者。

２　採取区域、留意事項等

⑴ 採取区域、面積等について

採取区域の詳細な場所については別添の参考資料をご参照ください。樹種、樹径や繁茂状況等は、**応募前に必ず現地を確認してください。**

⑵ 採取区域への進入路について

採取区域への進入路は、概ね普通車両が通行可能な最小限の幅員が確保されています。しかし、未舗装区間が存在すること、一部で段差や凸凹が生じていること、進入路に隣接して草木や枝等が多く存在することなどから、車両の損傷の恐れがあります。なお、降雪があった場合でも進入路の除雪は行いません。

⑶ その他採取に関する留意事項等について

ア　伐採、搬出に要する費用等は全て採取者の負担とします。

イ　採取区域内に繁茂する樹木等は全て採取していただくことを基本とします。ただし、やむを得ず全てを採取することが困難な場合は、速やかに県に連絡し、指示に従ってください。

ウ　採取区域内に、生態系保全等の目的で採取を禁止されている樹木等が発見される可能性があります。その場合は採取者に対し、個別に連絡します。

エ　伐採後の切り株の高さは、概ね 20cm 以下になるよう作業してください。

オ　伐採した樹木等の枝等については、原則、全て持ち帰ることとします。
ただし、細断された枝及び既存のツタなどについては、県が指定した箇所に集積・存置することができます。

カ　採取により得られた樹木等の使途を制限するものではありませんが、応募の際に樹木等の使途が明確でない場合には、採取の妥当性の正確な判断のため、確認する場合があります。

キ　営利を目的とした採取も可能です。

ク　許可を受けた者は、作業に先立ち伐採作業計画書を提出してください（ただし、公募時に提出した伐採作業計画書から変更がない場合は提出不要）。なお、提出された伐採作業計画書の内容について、必要に応じて追加や修正等を指示する場合があるのでこれに従ってください。また、採取に着手するときは県に届け出てください。

ケ　許可を受けた者は、現地で作業を実施する日の作業着手前及び当日の作業終了時に、県へ電話により連絡してください。なお、土曜日・日曜日・祝日に作業を実施する場合は、作業着手については作業日直前の開庁日、作業終了については作業日直後の開庁日にそれぞれ電話により連絡してください。

コ　許可を受けた者は、伐採作業中、周辺の状況に十分注意し、声掛け等により注意喚起を行いながら作業を実施し安全確保に努めてください。

サ　許可を受けた者は、伐採した樹木等及び枝葉等の現地での焼却は絶対に行わないでください。

シ　許可を受けた者は、伐採した樹木等を搬出する際は、道路交通法等関係法令を遵守してください。過積載は行わないとともに、走行中に積み荷が散乱しないよう十分な措置を講じてください。

ス　許可を受けた者は、伐採した樹木等及び伐採に使用した機械器具類を現地に仮置きせず、その都度現地から搬出してください。

セ　許可を受けた者は、進入路上に軽トラック等の車両を駐車して作業を行う場合は、他の通行車両の支障とならないよう、一時的に車両を移動させるなどの対応を行い、トラブルの回避に努めてください。

ソ　許可を受けた者は、採取が完了したときは、採取した樹木等の数量（体積、重量、軽トラック等の台数のいずれか）と併せてその旨県に報告してください。また採取区域内で伐採樹木が散乱したままとならないよう、清掃を実施し、県の確認を受けてください。

３　採取可能期間等

今年度の採取可能期間は令和９年６月 30 日（水）までとしますので、その範囲内で採取の期間を設定し、応募いただくようお願いします。

採取は公募で選定されて、河川法に基づき承認及び許可（以下「許可」という。）を受けた期間内に行っていただきます。また、土曜日・日曜日・祝日も作業可能です。

採取作業は事故の防止等のため、午前８時から午後４時までに実施してください。早朝・夜間の作業については禁止します。

４　応募方法

⑴ 応募書類

応募書類は下記のとおりです。

・応募様式（関係様式－１）

・伐採作業計画書（関係様式－２）

（インターネット環境が無い等、紙での入手を希望される方は⑵に記載の提出先でも配布しております。）

⑵ 応募方法

応募書類に必要事項を記入し、令和８年 12 月 10 日（木）（必着）までに下記の提出先に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより応募してください。

提出・問い合わせ先		提出方法
南魚沼地域振興局地域整備部　治水課		
所在地	〒949-6680 南魚沼市六日町 960	持参※、郵送、ファクシミリ又は電子メール
電話	025-772-7959	
ﾌｧｸｼﾐﾘ	025-772-2618	
電子ﾒｰﾙ	ngt111650@pref.niigata.lg.jp	

※ 持参による提出は開庁日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで受け付けます。

(3) 留意事項

・応募書類に記入された個人情報については、本公募採取の実施に関すること以外の目的で使用することはありません。

5　採取者の決定等

(1) 採取者の決定

提出された応募書類により、採取木の使用目的、採取方法、作業における安全対策、採取の実行性等を総合的に評価し決定しますが、参加資格に適合しない場合、あるいは資料不備の場合は失格となります。

また、応募資料に記載された内容等の確認のため、必要に応じて聞き取り等を行う場合があります。

(2) 結果の通知等

採取者の選定結果については、随時郵送又は電子メール　にて通知します。

選定された者でやむを得ない事由により辞退を希望する場合は、速やかに県に連絡してください。

また、選定結果についての苦情・問い合わせは受け付けません。

6　河川法第 20 条の承認及び同法第 25 条の許可申請手続

選定された者による樹木等の採取は、河川法第 20 条（河川管理者以外の者が施行する工事等）に係る承認及び同法第 25 条（土石等の採取の許可）に係る許可申請書（以下「許可申請書」という。）を提出し、許可書の交付を受けた後に可能となります。

(1) 許可申請書様式等の送付について

選定された者には、許可申請書様式等を郵送しますので、必要事項を記入の上、速やかに４．(2)記載の南魚沼地域整備部治水課に**郵送、電子メール又は持参（フ**

ファクシミリ不可）により提出願います。

(2) 許可書の送付について

申請書が届き次第、内容を審査し、許可書を交付（郵送）します。

なお、許可書交付後に公募への参加資格が無いことが判明した場合や、応募書類、申請書等に虚偽の記載を行っていたことが判明した場合は、許可を取り消すことがあります。

7　自損事故の発生又は第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合等について

(1) 自損事故を起こした場合又は第三者に損害を与えた場合

採取は、許可を受けた者の責任において行うものであるため、採取中の安全管理はもとより、事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可を受けた者の責任において行ってください。なお、許可条件に基づく県への連絡等についても遺漏の無いよう行ってください。

(2) 河川管理施設等に損害を与えた場合

河川管理施設等に対する損害については、河川法に基づき、その原因者に復旧を求めます。また、河川管理者が復旧を行う場合においても、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めます。

(3) 河川管理者から採取の中止の指示について

許可を受けた者は、河川管理者から採取の中止の指示があった場合は、速やかに作業を中止してください。河川管理者は中止に伴う費用は負担しないものとします。

8　その他の連絡・依頼事項等

(1) 許可を受けた者は、今後の公募型樹木等採取実施の参考とするため、採取完了後のアンケートに御協力願います。

(2) 許可を受けた者の所持品や採取した樹木等が盗難にあった場合でも、県は一切責任を負いませんので御了承願います。

(3) 公募後に発生した災害等により、公募手続の進行状況の如何にかかわらず公募を中止する場合があります。

(4) 今回の公募型樹木等伐採は、新潟県河川法施行条例第６条第１項第１号の規定により、河川産出物採取料は免除となります。

９　許可にあたって付される主な条件

応募の前に必ず熟読し、内容を確認・了承願います。遵守できない場合、許可を取り消すことがあります。

許可条件

一級河川信濃川水系魚野川における樹木等採取については、関係法令及び次の各条項を遵守しなければならない。

(1)　許可を受けた者は、地域振興局長（以下、「局長」という。）の指示に従うこと。
(2)　許可を受けた者は、採取期間中、採取区域の見やすい場所に、許可年月日、採取目的、採取面積、許可を受けた者の氏名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した別記様式－１による許可標を掲示すること。
(3)　許可を受けた者は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を局長に届け出ること。
　ア　住所又は氏名（法人にあたっては、その名称）を変更したとき
　イ　許可を受けた行為を廃止したとき
　ウ　許可を受けた目的を達することができなかったとき
(4)　許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、あらためて許可を受けること。
(5)　許可を受けた者は、作業中の安全確保の観点から 16 時～翌日の８時までの間は作業しないこと。なお、洪水等の災害が発生し、又は発生が予測される場合や、気象条件等により作業の安全が確保できない可能性がある場合、局長から作業の中止又は延期を指示することがあるのでこれに従うこと。
(6)　許可を受けた者は、堤防や護岸等の河川管理施設を損傷しないように注意するとともに、油脂の流出等河川内を汚染しないよう注意すること。なお、これらの事象が発生したときは、速やかに局長に届け出てその指示に従い、許可を受けた者の負担において原状回復すること。
(7)　許可を受けた者は、伐採中に事故等が発生した場合は、直ちに作業を中断し、人命に関わる場合は救命措置を行うなどの適切な対応を行うこと。また、事故等が発生した事実について局長に連絡すること。
(8)　許可を受けた者は、第三者に危害を及ぼさないよう安全な方法で作業を実施すること。第三者への危害が発生した場合は、速やかに局長へ届け出るとともに、

許可を受けた者が賠償の責任を負うこと。

(9)　許可を受けた者は、採取期間の満了、許可の取消し、又は許可を受けた行為の廃止があったときは、局長の指示に従い、許可を受けた者の負担において原状に復し、完了後速やかに局長に届け出ること。

以　　上